



令和7年

12月のごみ・資源収集日程

問合せ 環境業務課 ☎ 072 (634) 0210 へ



(青字は振替日) ▲ごみの出し方について

地 域		ステーション収集（地域の決められた場所）					複雑 ごみ	普通 ごみ
		ペットボトル	指定 ごみ	びん、缶、 食品トレイ	新聞 古着	ダンボール 雑誌		
安威川以北地域	千里丘1・2、千里丘3の1～7番・ 15番・16番、千里丘東1・2	2日㊄、16日㊄	2日㊄	9日㊄、 23日㊄	10日㊄	10日㊄、 24日㊄	3日㊄ 第1回目 ㊄のみ	毎週㊄・㊄ 大型ごみは木曜日
	千里丘3の8～14番、千里丘4 ～7、千里丘新町	5日㊄、19日㊄ 30日㊄	5日㊄ 30日㊄					
	千里丘東3～5	2日㊄、16日㊄	16日㊄					
	庄屋1・2、東正雀、南千里丘、三島 3の14番	5日㊄、19日㊄ 30日㊄	19日㊄	12日㊄、 26日㊄	24日㊄	10日㊄、 24日㊄	17日㊄ 第3回目 ㊄のみ	
	正雀本町1・2、正雀1・2	9日㊄、23日㊄	9日㊄	2日㊄、 16日㊄				
	正雀3・4、三島1・2、三島3(14番 除く)	12日㊄、26日㊄	12日㊄					
	桜町1・2、学園町1・2、鶴野1～4	9日㊄、23日㊄	23日㊄	5日㊄、 19日㊄、 30日㊄				
	香露園、昭和園	12日㊄、26日㊄	26日㊄					
安威川以南地域	北別府町、浜町、東別府1～5	1日㊄、15日㊄	1日㊄	8日㊄、 22日㊄	3日㊄	3日㊄、 17日㊄	10日㊄ 第2回目 ㊄のみ	毎週㊄・㊄ 大型ごみは金曜日
	別府1～3	4日㊄、18日㊄ 29日㊄	4日㊄ 29日㊄					
	南別府町、西一津屋、一津屋1～3	1日㊄、15日㊄	15日㊄					
	鳥飼和道1・2、東一津屋、新在家 1・2、鳥飼八防1、鳥飼八防2(8・9 番除く)、鳥飼西5の3・4番	4日㊄、18日㊄ 29日㊄	18日㊄	11日㊄、 25日㊄	17日㊄	3日㊄、 17日㊄	24日㊄ 第4回目 ㊄のみ	
	鳥飼西1～4、鳥飼西5(3・4番除 く)、鳥飼八防2の8・9番	8日㊄、22日㊄	8日㊄	1日㊄、 15日㊄				
	鳥飼野々1～3、鳥飼本町1～5	11日㊄、25日㊄	11日㊄	4日㊄、 18日㊄、 29日㊄				
	鳥飼下1～3、鳥飼中1～3	11日㊄、25日㊄	25日㊄					
	鳥飼新町1・2、鳥飼銘木町、鳥飼上 1～5、鳥飼八町1・2	8日㊄、22日㊄	22日㊄					

※集団回収をご利用の場合は、それぞれの地域の排出方法をご確認ください

年末年始のごみ・資源収集について

問合せ 環境業務課へ



① 年末最後と年始最初の普通ごみ収集日

	年末最後	年始最初
安威川以北	12月29日㊄	1月5日㊄
安威川以南	12月30日㊄	1月6日㊄

③ 臨時ごみの収集（予約制・有料）

年末は12月26日㊄まで、年始は1月13日㊄から
問合せ 環境業務課へ

② 資源、指定ごみの振替収集日

資源、指定ごみの収集日が 第1回目の木曜日の地域	振替日 12月29日㊄
資源、指定ごみの収集日が 第1回目の金曜日の地域	振替日 12月30日㊄

④ ごみの持ち込み（事前申込制・有料）

年末は12月26日㊄まで、年始は1月5日㊄から
問合せ 茨木市環境事業課 ☎ 072 (634) 1627 へ

お知らせ／
募集

相
談

健
康

公民館・
コミセン

・スポー
文化ツ

図
書
館

施設催し・
教育ほか

高齢・
福祉

産業
振興

子
育
て

地域
市民活動／

ごみ・
資源